

競技規則改正の概要

主な改正および明確化された点の概要を示す。

修正

- ユース年代のサッカーにおいては、交代人数に制限を設けない
- 既に承認されている項目以外の修正を行う場合、IFAB の承認が必要である
- 一時的退場-B:2回の一時的退場と1回の一時的退場以外の警告(イエローカード)を示された競技者は、交代することや入れ替わることができない

第1条

- 競技のフィールドのラインの測り方を明確にした
- 交代して退いた競技者がテクニカルエリアに留まることについて言及した。
- レフェリーレビューエリア(RRA)のグラウンド上に商業的広告を設置することは、認められない。
- ビデオオペレーションルーム(VOR)とレフェリーレビューエリア(RRA)について言及した。

第3条

- 延長戦時にもう1人の交代要員を用いることを競技会規定に定めることができる(それまでに、すべての交代要員を使っていなくても)。
- 国際「A」マッチの親善試合では、最大12人の交代要員の氏名を届けることができる。

第4条

- 小型で、手で携帯できる程度の電子通信機器は、コーチング、戦術的目的あるいは競技者の保護や安全確保のためであれば用いることが認められる。
- EPTSに関するFIFA品質プログラムを導入した。また、試合中にテクニカルエリアでEPTSのデータを受信できる。
- 競技者の用具上に何が表示でき、何ができるのかの具体的ガイドラインを示した。
- 用具の理由でフィールドを離れた競技者が承認なくプレーに復帰し、妨害した場合は、直接フリーキック(あるいはペナルティーキック)で罰せられる。

第5条

- ビデオアシスタントレフェリー(VAR)およびアシスタントVAR(AVAR)について、ならびに、VARシステムにおいて主審がビデオのリプレーを見てどこまで判定を下せるのかについて言及した。
- いくつかの退場となる反則は、プレー再開後でもレビューすることができる。
- 審判員がカメラを着用することは、認められない。
- VARを使用するための「チェック」と「レビュー」のシグナルを加えた。

第6条

- 「フィールドにいる」審判員と「ビデオ」審判員との違いを定義した。
- ビデオアシスタントレフェリーとアシスタントVARの任務を示した。

第7条

- 飲水タイムは、1分間を超えてはならない。
- 飲水タイム、また、VARのチェックやレビューのために「空費」された時間を追加する。

第10条

- ペナルティマークからのキック - ゴールキーパーが既にキックを行っていた場合、入れ替わって参加したゴールキーパーは、次の一巡までキックを行うことができない。

第11条

- オフサイドポジションを判断する瞬間は、ボールをプレーしたか触れたかの最初のコンタクトポイントを用いる。

第12条

- 人をかむことを直接フリーキックおよび退場の項目に加えた。

- ボールにものを投げたり、手に持ったものでボールをたたくことを、(ハンドの反則ではなく)直接フリーキックになる反則の別項目として整理した。
- 最初に意図的にボールをキャッチや保持しようとした場合でも、ゴールキーパーからボールが跳ね返ったのであれば、ゴールキーパーは再びボールを手で扱うことができる。
- 決定的な得点の機会の阻止に対して主審がアドバンテージを適用した場合、得点のあるなしにかかわらず、反則した競技者は警告される。
- レフェリーレビューエリア(RRA)に入ったり、(主審がレビューのために用いる)TV シグナルを過度に示したならば警告(イエローカード)される。
- 別々に2つの警告(イエローカード)となる反則が犯されたならば(2つが近接している場合であっても)、2つの警告(イエローカード)が示されなければならない。仮に2つ目が退場の反則であっても、同様の原則が適用される。
- ビデオオペレーションルーム(VOR)に入ることは、退場(レッドカード)の反則である。
- (ボールがインプレー中)競技者がフィールドの外で、自分のチームの誰か(チーム役員を含む)に対して反則を犯した場合、境界線上からの間接フリーキックとなる。

第 13 条

- フリーキックは、交代要員、交代や退場で退いた競技者、または、チーム役員による反則にも与えられることを明確にした。

第 15 条

- スローインを行うとき、競技者は立っていなければならない(膝立ちや座って行うことなどは認められない)。

加えて、次の文章はもはや必要がなくなったので、削除された。

第 2 条

- 以前のボール品質マークについて言及した
これまでの「FIFA 承認(FIFA Approved)」「FIFA 検定(FIFA Inspected)」「国際試合ボール(International Matchball Standard)」という品質を示すロゴがついているボールは、上記の試合において 2017 年 7 月 31 日まで使用できる。

競技規則の改正の詳細(条の順番による)

次のとおり、2017/18 版競技規則からの全改正を示す。(必要に応じ)これまでの文章と新しい、または改正された、あるいは追加の文章を示し、そこに改正の解説を追記している。

競技規則への修正

追加の文章

トップディビジョンに属するクラブのトップチーム、または各国の「A」代表チームが参加する競技会を除いたすべてのレベル:

- 交代は、各チーム最大 5 人まで行うことができる。ただし、ユースの試合における最大数は、各国サッカー協会、大陸連盟または FIFA が決定することとなる。

解説

2017 年の年次総会において「修正」にかかる大きな変更が承認されたが、これは試合に参加する競技者数を増やすことを目指したものであった。しかし、これまでユースの試合で 7 人の交代要員を認めていたのにもかかわらず、意図せずその数を少なくする国が出てきてしまった。そこで今回、ユースの試合において 5 人を超える交代要員が認められることを明確にした。

競技規則への修正

修正に関する承認

追加の文章

各国サッカー協会は、各種競技会において様々な修正を加えることを認めることができる。ただし、すべての修正を適用する必要もないし、あらゆる競技会に適用する必要もない。しかしながら、IFAB の承認なしに上記の項目以外の修正を適用することはできない。

解説

IFAB は、例外的に他の修正も認めることを明確にした。

競技規則の修正

一時的な退場(シンビン)のガイドライン —

一時的な退場の運用方法-(方法 B)

追加の文章

競技者は(...). その競技者のチームが交代の最大人数を使い切っていなければ、その競技者は、2 つ目の一時的退場時間の終了時に交代要員と交代することができる。しかしながら、既に一時的退場以外のイエローカードを示された競技者は、入れ替わることも、また交代することもできない。

解説

2 つの一時的退場処分を受けた競技者は、2 つ目の一時的退場時間が終了した後、交代あるいは入れ替わることができる。しかしながら、既に一時的退場以外のイエローカードが示されていたならば(結果的に 3 つのイエローカードを示されたことになる)、交代あるいは入れ替わることができない。

第 1 条 – 競技のフィールド

競技のフィールドのマーキング図

追加の文章

- エリアを囲むラインはそのエリアの一部であるので、長さはラインの外側からのものである。
- ペナルティーマークの長さは、ゴールラインの外側の端からペナルティーマークの中心までである。

解説

マーキングをする際の長さの測り方を図に追加した。

第1条 – 競技のフィールド

9. テクニカルエリア

追加の文章

テクニカルエリアはスタジアムでの試合において用いられるもので、以下に示されるよう、エリア内にはチーム役員、交代要員および交代して退いた競技者の座席が設置される:(...)

解説

交代して退いた競技者がテクニカルエリアに留まれることについて言及した。

第1条 – 競技のフィールド

12. 商業的広告

追加の文章

競技のフィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、またはレフェリーレビューエリア(RRA)、あるいは、(...)グラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。

解説

レフェリーレビューエリア(RRA)は、グラウンド上の商業的広告を規制するエリアに含められた。

第1条 – 競技のフィールド

14. ビデオアシスタントレフェリー (VARs)

新しい文章

VAR が使用される試合においては、ビデオオペレーションルーム(VOR)と最低 1 か所のレフェリーレビューエリア(RRA)を設置しなければならない。

ビデオオペレーションルーム(VOR)

VOR は、ビデオアシスタントレフェリー(VAR)、アシスタント VAR(AVAR)およびリプレオペレーター(RO)が業務を行うところであり、スタジアム内か近接の場所、または、遠隔の場所に設置することができる。試合中、VOR には承認を受けた者のみが入室、また、VAR、AVAR および RO と会話することが認められる。

競技者、交代要員または交代して退いた競技者が VOR に入室した場合には退場を命じられ、チーム役員が入室した場合はテクニカルエリアから退席を命じられる。

レフェリーレビューエリア(RRA)

VAR が使用される試合においては、主審がフィールドでプレーをレビュー(OFR:オンフィールドレビュー)できるよう、最低 1 か所のレフェリーレビューエリア(RRA)を次のように設置しなければならない:

- 競技のフィールド外で目に見える場所
- はっきりとマークが付けられている

競技者、交代要員または交代して退いた競技者がレフェリーレビューエリア(RRA)に入った場合には警告され、チーム役員が入った場合は誰にでもわかるように公式な注意が行われる(イエローカードがチーム役員に用いられる試合では、警告される)。

解説

VAR を使用するために、「VAR 業務を行うエリア」を競技規則で言及する必要があった。

第3条 – 競技者

2. 交代要員の数 – 公式競技会

追加の文章

競技会規定には、次について明記しなければならない:

- 3人から最大12人までの範囲で、氏名を届けることができる交代要員の数
- (チームが認められたすべての交代要員を使いきっている、いないにかかわらず)試合が延長戦に入ったとき、さらにもう1人の交代要員が使えるかどうか

解説

2年間、延長戦で4人目の交代要員を用いることができるかどうかの実験を行い、成功裏に終わった。この改正によって、「通常の試合時間」内で認められる交代要員の最大数にかかわらず、この改正により延長戦においてさらにもう1人の交代要員の追加を認める権限を競技会に与えることになった。

第3条 – 競技者

2. 交代要員の数 – その他の試合

これまでの文章

国際「A」マッチにおいては、最大6人までの交代を行うことができる。

新しい文章

国際「A」マッチにおいては、最大12人の交代要員の氏名を届けられ、最大6人までの交代を行うことができる。

解説

国際「A」マッチの親善試合においては、氏名を届けることができる交代要員の最大数は12人であることを明確にした。これによって、競技性の高い試合に設けられている様々な制約との整合性を保つと共にテクニカルエリアの座席数不足を防ぐことになる。

第4条 – 競技者の用具

4. その他の用具 – 電子通信

これまでの文章

競技者(...)

チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合を除いて認められない。

新しい文章

競技者(...)

チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。ただし、小型で、持ち運びでき、手で携帯できる程度のものに限られる(例えば、マイク、ヘッドフォン、イヤフォン、携帯電話またはスマートウォッチ、タブレット、ラップトップPC)。認められていない機器を使用したり、あるいは、電子または通信機器を用いて不適切な行動を取ったチーム役員は、テクニカルエリアから退席を命じられる。

解説

テクニカルエリアに向けて、また、エリアからの通信を制限することは、もはや不可能である。他方、戦術的またはコーチングの目的あるいは競技者の保護や安全に関する情報(審判員の判定を除く)を交換することは理にかなっている。

そこで、通信を制限するのではなく、これらの機器使用に伴うチーム役員の行動に焦点をあてていくこととする。

第4条 - 競技者の用具

4. その他の用具 - 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム(EPTS)

追加(一部改正)の文章



このマークは、公式にテストされ、FIFA が作成し IFAB が承認した国際試合基準が求める最低限の安全条件を満たしていることを示す。テストを行う検査機関は FIFA によって承認される必要がある。~~移行期間は2018年5月31日までとする。~~

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム(EPTS)が用いられる場合(各サッカーリーグや競技会主催者の合意を前提として)、競技会主催者は、公式競技会で行われる試合では、試合中、EPTSからの情報およびデータが確実かつ的確にテクニカルエリアに送られるようにしなければならない。

競技会主催者が確実かつ的確に電子的パフォーマンス・トラッキングシステムを承認できることを援助するため、プロフェッショナル基準が FIFA により構築され、IFAB により承認されている。プロフェッショナル基準は、2019年6月1日までの移行期間内に施行されることになる。次のマークは、EPTS の機器およびシステムが正式にテストされ、サッカーの試合において的確かつ確実な位置データに関する要件を満たしていることを示している



解説

EPTS データの使用基準の変更および FIFA 品質基準の進歩の概要について説明する。

第4条 - 競技者の用具

5. スローガン、メッセージ、イメージと広告

追加の文章

原則

- 競技規則第4条は、競技者、交代要員および交代で退いた競技者が着用するすべての用具(衣服を含む)に適用される。この原則は同様、テクニカルエリアにいるすべてのチーム役員にも適用される
- 次のものは、(通常)着用が認められる:
 - 競技者の番号、氏名、チームの紋章やロゴ、サッカーの試合やリストラクト、高潔性の促進を主唱するスローガンやエンブレム、更には、競技会規定あるいは各国協会、大陸連盟またはFIFAの規定により認められる商業的広告
 - 試合にかかる事柄: 対戦チーム、試合日、大会またはイベント、会場
- 表示が認められたスローガン、メッセージまたはイメージは、シャツの前面またはアームバンド上に限られるものとする
- スローガンやメッセージまたはイメージについては、キャプテンのアームバンド上のみに表示されることが認められる場合がある

競技規則の解釈

スローガン、メッセージまたはイメージが認められるかどうかの解釈をするとき、第12条(ファウルと不正行為)に目を向けるべきである。そこには、競技者が次の不正行為を行った場合、主審は対応する必要があるとしている:

- 攻撃的な、侮辱的な、または、下品な発言や身振りをする
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動

この部類に入るスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない。

「宗教的な」また「個人的な」ものについては、比較的判断しやすいが、「政治的」なものについてはやや曖昧である。しかし、次のようなスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない:

- 生存、死去にかかわらず、個人に関するもの(公式競技会名の一部である場合を除く)
- 都道府県や市町村、地域または国家レベルの政党、政治的組織、結社等
- 都道府県や市町村、地域または国家政府あるいはその部局、事務所または部署
- 差別的な組織
- 数多くの人々を傷つけようとする目的を持つまたは行動する組織
- 特定の政治的行動やイベント

国内、国際的な大きな記念イベントを開催するとき、相手チーム(そのサポーターを含む)および一般観客に対して慎重に配慮しなければならない。

競技会規定には、具体的に、表示が認められるスローガン、メッセージ、イメージおよび広告の大きさ、数、表示位置に関して、詳細な規制や制限を含めることができる。スローガン、メッセージまたはイメージに関する論議は、試合や大会が始まる前に解決しておくことが勧められる。

解説

これらのガイドラインは、競技会主催者、各国協会、大陸連盟およびFIFAが競技者の用具上に何が表示できるのかを決定するにあたって役立つことになる。

第4条 – 競技者の用具

6. 反則と罰則

追加の文章

(...)

主審の承認無く競技のフィールドに入った場合、その競技者は警告されなければならない。その警告をするために主審がプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった位置から間接フリーキックが与えられる。ただし、妨害があって、直接フリーキック(またはペナルティーキック)が妨害の位置から与えられる場合を除く。

解説

競技者が主審の承認を得ずに復帰しプレーを妨害した場合の再開について明確にした(第3条との整合性)。

第5条 – 主審

4. ビデオアシスタントレフェリー(VAR)

追加の文章

ビデオアシスタントレフェリー(VAR)は、VAR手順および(VARハンドブックに定められている)実施要件を満たす試合や大会に限り、IFABおよびFIFAによる書面の承認を得て、導入することが認められる。

主審は、次に関する「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の状況に限り、ビデオアシスタントレフェリー(VAR)から援助を得ることができる。

- 得点か得点でないか
- ペナルティーキックかペナルティーキックでないか

- 退場(2つ目の警告によるものでない)
- 主審が、反則を行ったチームの別の競技者に対して警告したり退場を命じた

ビデオアシスタントレフェリー(VAR)は、事象のリプレーを用いて援助する。主審は、ビデオアシスタントレフェリー(VAR)からの情報に基づき、または、直接リプレー映像をレビュー(フィールドでのレビュー)することによってのみ最終判定を下す。

「見逃された重大な事象」を除き、主審(および関連する「フィールドにいる」その他の審判員)は、常に判定を下さなければならない(反則の可能性があったが罰則を与えなかった場合の判断を含む)。判定は、「はっきりとした、明白な間違い」でない限り、変更することができない。

プレーが再開された後のレビュー

プレーが停止後に再開されてしまった場合、主審は、人間違いの場合、あるいは、乱暴な行為、つば吐き、かみつき、または、非常に攻撃的な、侮辱的なまたは下品な発言や身振りといった退場を命じる可能性のある反則に対してのみ、レビューし、適当な懲戒の罰則を与えることができる。

解説

- 主審がビデオアシスタントレフェリー(VAR)を使用する場合の項目を追加した。
- プレーが再開された後でも、主審が明らかに退場となる反則、また、人間違いのためにビデオリプレーを用いられることについて言及した。

第5条 – 主審

5. 主審の用具 – その他の用具

追加の文章

主審およびその他の「フィールドにいる」審判員は、装身具、また、カメラを含むその他の電子機器を着用することができない。

解説

主審やその他、「フィールドにいる」審判員によるカメラの使用および着用が認められないことを明確にした。

第6条 – その他の審判員

追加(一部改正)の文章

試合には、その他の審判員(副審2人、第4の審判員、追加副審2人、リザーブ副審、ビデオアシスタントレフェリー(VAR)、および、少なくとも1人のアシスタントVAR(AVAR))を任命できる。その他の審判員は、競技規則に従って試合をコントロールする主審を援助するが、最終決定は常に主審によって下される。

主審、副審、第4の審判員、追加副審およびリザーブ副審は、「フィールドにいる」審判員である。

ビデオアシスタントレフェリー(VAR)とアシスタント VAR(AVAR)は「ビデオ」審判員であり、IFAB が決定した VAR 手順に基づき、主審を援助する。

(...)

リザーブ副審を除く「フィールドにいる」審判員は、(...)で主審を援助し、(...)

「フィールドにいる」審判員は、主審がフィールド、ボール、競技者の用具を点検する際(...)援助する。

解説:

- VAR システムを担当する審判員について、競技規則で言及した。
- 「フィールドにいる」審判員と「ビデオ」審判員の差異を表した。

第6条 – その他の審判員

5. ビデオ審判員

追加の文章

- ビデオアシスタントレフェリー(VAR)は、得点か得点でないか、ペナルティーキックかペナルティーキックでないか、退場(2つ目の警告によるものは含まない)、あるいは主審が警告または退場を命じたとき反則を犯したチームの競技者を間違えた状況に関する「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」に限り、リプレー映像を用いて主審が判定するのを援助する審判員である。

アシスタントVAR(AVAR)は、主として以下によりビデオアシスタントレフェリー(VAR)を手助けする審判員である:

- VARがチェックやレビューで手がふさがっているとき、テレビ映像を監視する
- VARが関わった事象、通信や技術的問題発生に関する記録をとる
- VARと主審との通信を援助する、特にVARがチェックやレビュー時、例えば、主審に「プレーを止める」、「再開を遅らせる」などと伝える
- 「チェック」や「レビュー」でプレーが遅延したときに「空費」された時間を記録する
- VARが関わった判定に関する情報を関係者に連絡する

解説:

「ビデオ」審判員の主たる業務の概要を説明した。

第7条 – 試合時間

2. ハーフタイムのインターバル

追加の文章

(...); 延長戦のハーフタイムのインターバルでは、短時間(1分間を超えてはならない)の水分補給時間を取りることが認められる。

解説

飲水の時間が長時間のコーチング(やCM)のための時間になってしまうのを避けるため、時間を制限(限定)した。この制限は、医療上の理由による「クーリングブレーク」には適用されない。

第7条 – 試合時間

3. 空費された時間の追加

追加の文章

主審は、以下について、前半、後半に空費されたすべての時間を追加する:

- 競技会規定で認められる、飲水(1分間を超えてはならない)やその他医療上の理由による停止
- VARのチェックやレビューに関わる遅延

解説

飲水、また、VARのチェックやレビューによる試合の停止を「空費された時間の追加」の項目に加えた。

第10条 – 試合結果の決定

3. ペナルティマークからのキック – 進め方

追加の文章

- ペナルティマークからのキックの前または進行中にゴールキーパーがプレーを続けられなくなつたとき(...), 退いたゴールキーパーは、それ以降ペナルティマークからのキックに参加できず、キッカーを務めることもできない。ゴールキーパーが既にキックを行っていた場合、入れ替わって参加したゴールキーパーは、次の一巡までキックを行うことができない。

解説

ゴールキーパーが既にキックを行った後に入れ替わって参加したゴールキーパーは、退いたゴールキーパー

一がキックを行った「一巡」の間はキックすることができないことを明確にした。

第 11 条 – オフサイド

2. オフサイドの反則

追加の文章

ボールが味方競技者によってプレーされたか触れられた*瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっている場合にのみ罰せられる:

* ボールを「プレーした」か「触れた」最初のコンタクトポイントを用いる。

解説

スローモーション映像により、ボールコンタクトの最初と最後の差異を見極めることができるようになったので、オフサイドポジションを判断する際、ボールが「プレー」された正確な瞬間がどこであるかの定義が必要になる。

第 12 条 – ファウルと不正行為

1. 直接フリーキック

追加の文章

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる:

(...)

- 人をかむ、または相手競技者に人につけを吐く
- ボール、相手競技者または審判員に対して物を投げる、あるいは、持った物をボールに当てる。

削除した文章

ボールを手または腕で扱う

- 手に持ったもの(衣服、すね当てなど)でボールに触ることは、反則とみなされる。
- もの(靴、すね当てなど)を投げてボールにぶつけることは、反則とみなされる。

解説

- (あまり起こりえないが)人にかみつくことが直接フリーキックの反則であることに言及した(退場の反則の項目にも入る)。
- ボールに物を投げつけることや持っている物でボールに触ることはハンドの反則ではないとして、反則の1項目を別に設けた。これにより、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内でこのような行為を行えば、ペナルティーキックで罰せられることになる。

第 12 条 – ファウルと不正行為

2. 間接フリーキック

改正後の文章

ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断されるのは、次のときである:

- ボールがゴールキーパーの両手で(...), ボールに手または腕のいずれかの部分で触れているとき。ただし、ボールが偶発的にゴールキーパーからはね返った(...)場合を除く。

解説

ゴールキーパーは、しばしばボールをつかむ、保持する、止めようとする、あるいは、ボールを「手で逃がす」ものの、うまくいかずボールを支配下に置くことができないことがある。これまでの条文に書かれているままに解釈すれば、「意図的に」ボールに触れたことでゴールキーパーは一度ボールをコントロールしていることになり、その後、手で扱うことができなくなってしまう。これは競技規則の意図するところではなく、そのように適用されるべきではないので、「偶発的に」を取ることで、競技規則の考え方を明確にした。

第 12 条 – ファウルと不正行為

3. 懲戒処置 – アドバンテージ

改正後の文章

警告や退場となるべき反則に対して、主審がアドバンテージを適用したとき、この警告や退場処置は、次にボールがアウトオブプレーになったときに行われなければならない。ただし、決定的な得点の機会の阻止と判断される反則がありながらもアドバンテージが適用されたその結果として得点となつた場合、その反則を犯した競技者は反スポーツ的行為で警告される。

解説

規則どおり適用とすると、主審が決定的な得点機会の阻止に対してアドバンテージを適用し得点となつた場合イエローカードとなり、得点とならなかった場合、競技規則上、レッドカードとすべきである。しかしながら、決定的な得点機会の阻止に対してアドバンテージを適用しレッドカードを示したケースはなく、アドバンテージを適用したことにより事実上決定的な得点の機会が維持されているため「公平・公正」と思えない。それゆえに得点となる、ならないにかかわらず、イエローカードが最も公平・公正な懲戒処置となる。

第 12 条 – ファウルと不正行為

3. 懲戒処置 – 警告となる反則

追加の文章

競技者は、次の場合警告される:

(...)

- レフェリーレビューエリア(RRA)に入る
- (主審がレビューのために用いる)TV シグナルを過度に示す

交代要員および交代して退いた競技者は、次の場合警告される:

(...)

- レフェリーレビューエリア(RRA)に入る
- (主審がレビューのために用いる)TV シグナルを過度に示す

別々に 2 つの警告となる反則が起きたならば(2 つが近接している場合であっても)、2 つの警告となる反則が犯されたとすべきである。例えば、競技者が必要な承認を得ずにフィールドに入り、無謀なタックルをしたり、ファウルやハンドの反則などで相手の大きなチャンスとなる攻撃を阻止した場合である。

解説

- レフェリーレビューエリア(RRA)に入る、また、(主審がレビューのために用いる)TV シグナルを過度に示すことは警告の反則であることを追加した。
- 明らかに別々の 2 つの警告となる反則(イエローカード)が起きたならば、それらが関連している場合もあるものの、主審は、2 つの警告として対応すべきである。例えば、承認を得る必要があるにもかかわらず、承認なしに競技者がフィールドに入った後警告となる反則を犯すといったケースである。この考え方は、退場となる反則に対しても適用される。

第 12 条 – ファウルと不正行為

3. 懲戒処置 – 退場となる反則

追加の文章

競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、次の反則のいずれかを犯した場合、退場を命じられる:

(...)

- 人をかむ、または、~~相手競技者またはその他の者に人に~~つばを吐く
- ビデオオペレーションルーム(VOR)に入る

解説

人をかむ行為とビデオオペレーションルーム(VOR)に入ることを退場となる反則に追加した。

第 12 条 – ファウルと不正行為

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

追加の文章

ボールがインプレー中:

(...)

反則が競技のフィールド外で、自分のチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員に対して犯されたならば、反則または妨害が起きたところから最も近い境界線上から行う間接フリーキックでプレーは再開される。

競技者が手に持ったもの(サッカーシューズやすね当てなど)でボールに触れた場合、直接フリーキック(またはペナルティーキック)でプレーは再開される。

解説

次について、明確にした:

- 反則が競技のフィールド外で競技者自身のチームの誰かに(チーム役員を含む)対して犯された場合、試合をどのように再開するか。
- 手に持ったものでボールを叩くことは、ハンドの反則の範ちゅうではなく、別の反則となる。これによりゴールキーパーがこのような行為を自分のペナルティーエリアで行えば直接フリーキック(またはペナルティーキック)で罰せられる。

第 13 条 – フリーキック

1. フリーキックの種類

追加の文章

直接および間接フリーキックは、競技者、交代要員、交代や退場で退いた競技者、または、チーム役員が反則を犯したときに相手チームに与えられる。

解説

競技規則は、交代要員、チーム役員および交代や退場で退いた競技者が犯した反則に対してもフリーキックで罰することができるとした。

第 15 条 – スローイン

1. 進め方

文章の改正

ボールを入れるとき、スローワーは:

- 競技のフィールドに面し面して立つ

解説

スローインを行う競技者は座って、また、膝立ちでスローインすることができないことを明確にした。



日サ協発第 180XXX 号
2018 年 7 月 XX 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

2018 年 5 月 17 日付（第 180091 号）の通達もって 2018/19 年の競技規則改正について、別紙 1 「競技規則改正 2018/19（主な改正と明確化の概要）」と別紙 2 「2018/2019 年競技規則の適用開始日について」の資料とともにお伝えしました。その改正の中で「第 4 条-競技者の用具：4. その他の用具-電子通信」における解釈について不明瞭な点があったため、このたび国際サッカー評議会（以下、IFAB）に確認しましたので、前回の通達とともにご確認頂けますようお願いいたします。

なお、前回の通達において IFAB の「Play fair!」戦略のもと、「ペナルティーマークからのキックの AB-BA 方式」を含む 4 つの実験参加について示されました。この対応についての本協会の考え方を改めて整理いたしましたので合わせてご確認下さい。

また、IFAB より 6 月初旬に 2018/19 競技規則本（英語版）を受領し、再度、改正点について照らし合わせたところ、一部の文言についてより相応しい表現に修正すべき点があったことから、この通達とともに更新しました別紙 1 を添付いたします。

既に、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に通達について共有していただいている中ですが、本通達についても再度周知徹底を図られるようお願いいたします。

第 4 条-競技者の用具 4. その他の用具-電子通信

これまでの文章

競技者（…）

チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合を除いて認められない。

新しい文章

競技者（…）

チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。ただし、小型で、持ち運びでき、手で携帯できる程度のものに限られる（例えば、マイク、ヘッドフォン、イヤフォン、携帯電話またはスマートウォッチ、タブレット、ラップトップ PC）。認められていない機器を使用したり、あるいは、電子または通信機器を用いて不適切な行動を取ったチーム役員は、テクニカルエリアから退席を命じられる。

公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス

Tel. 050-2018-1990 Fax. 03-3830-2005

www.jfa.jp

IFAB 解説

テクニカルエリアに向けて、また、テクニカルエリアからの通信を制限することは、もはや不可能である。他方、戦術的またはコーチングの目的あるいは競技者の保護や安全に関する情報（審判員の判定を除く）を交換することは理にかなっている。そこで、通信を制限するのではなく、これらの機器使用に伴うチーム役員の行動に焦点をあてていくこととする。

<IFABへの問い合わせ事項>

1. テクニカルエリア内での電子通信機器の使用方法について
2. テクニカルエリア内で電子通信機器を使用しての撮影（写真やビデオ）について

1. テクニカルエリア内での電子通信機器の使用方法について

- 「あらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。」と規定されていることから、チーム役員はテクニカルエリア内において責任ある態度のもと電子通信機器を使用することができる。
- 使用方法としては次のような状況が考えられる。
 - テクニカルエリア上、またはベンチ内において、タブレット端末を通して「文字、図または映像」等の情報をチーム役員が競技者または交代要員に提示したり、ベンチ内においてチーム役員間でそれらの情報を共有する。
 - テクニカルエリア上、またはベンチ内において、電子通信機器から、またその機器に接続しイヤフォンなどを通じて、外部と言葉によるコミュニケーションを図る、またフィールド上のメディカルスタッフと交信をする。

日本協会の解説

- ・ チーム役員が電子通信機器を介して入手した映像をベンチ内で共有することは認められますが、その映像を審判員に見せる行為は「不適切な行動」としてテクニカルエリアから退席が命じられることになります。
- ・ テクニカルエリア上でスマートフォンや携帯電話等の電子通信機器を直接耳に当てる外部と通信（通話）することは競技規則上、認められています。しかしながら、IFABより態度、マナーという観点からその使用方法については考慮すべきことでもあるとの助言がありました。各リーグ、連盟及び競技会主催者において、参加クラブ、チームの状況に鑑み、必要に応じて対応するようにして下さい（競技会の注意事項に入れるなど）。

2. テクニカルエリア内で電子通信機器を使用しての撮影（写真やビデオ）について

- ここで言う「電子通信機器」の使用とは、電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）等のデータ転送と、言葉によるコミュニケーション、またチーム役員間やチーム役員と競技者や交代要員の間で情報（文字、図、映像など）を共有することであり、撮影（写真、ビデオ）は含まれてはいない。
- すなわち、電子通信機器に付帯しているものによるものも含めてテクニカルエリア内（ベンチを含む）においては、いかなる撮影（写真、ビデオ）も認められない。

IFAB の解説にもありますが、チーム役員は、この改正が「テクニカルエリアからの通信を制限することはおおよそ不可能」という状況から「戦術的またはコーチングあるいは競技者の保

護や安全にかかる目的に限り通信が認められた」ということを改めて認識するとともに、加えてテクニカルエリアでは常に「責任ある態度で行動しなければならない」ことを再確認することが求められていることを十分にご理解いただけますようお願いいたします。

Play fair! (公平・公正にプレー！)

通達より

次の実験に参加することを考え、情報を入手したい各国サッカー協会や競技会は連絡をしていただきたい。

- ・ ペナルティマークからのキックの AB-BA 方式
- ・ テクニカルエリアのチーム役員による不正行為にレッドカードやイエローカードを示す
- ・ 守備側競技者は、ゴールキックや守備側チームによるフリーキックでボールがペナルティーエリアを出る前であってもボールをプレーすることができる
- ・ 交代して退く競技者は、最も近い境界線から競技のフィールドを出る（セキュリティーの観点を考慮する必要があるが）

日本協会の決定

「ペナルティマークからのキックの AB-BA 方式」は第 98 回天皇杯にて導入しましたが、これは、IFAB が示している他の 3 つの項目と共にあくまでも実験としての扱いになっています。これらの導入については、サッカー競技および競技運営の考え方にも影響があることから、地域・都道府県における競技会においては、本協会が今後の方針を決定し通達するまでは導入しないものとします。

以上

※添付資料

- 別紙 1 「競技規則改正 2018/19 (主な改正と明確化の概要)」の更新版